

令和5年度 栃木地方労働審議会  
第1回 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和6年1月12日（金） 10時00分～11時55分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	家内労働者 代表委員	出席3人	委 託 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>2 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程について</li> <li>3 事務局提出資料の説明について</li> <li>4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について</li> <li>5 金額審議について</li> <li>6 専門部会報告書（案）について</li> <li>7 答申文（案）について</li> <li>8 答申（地労審令第6条第7項を運用）</li> <li>9 その他</li> </ol>					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長及び部会長代理を選出し、全会一致で決議。 栃木地方労働審議会運営規程第10条により、部会長が栃木地方労働審議会委員であることから、当専門部会の議決は栃木地方労働審議会の議決となることを確認。</li> <li>2 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程について 令和5年10月25日に開催された第1回栃木地方労働審議会において承認され、同日より施行されており、要旨について説明。 運営規程第5条及び6条を適用し審議・議事録を「非公開」とすることを決議し、運営規程第6条3項に基づき議事要旨を作成し公開することとした。</li> </ol>						

### 3 事務局提出資料の説明について

資料の説明。

家内労働法第8条により、家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があるときは、地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定すること。同13条により最低賃金は、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めるとされていることを説明。

最低賃金諮問経過について説明。

### 4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について

家内労働法第11条による関係家内労働者及び関係委託者からの意見聴取について、10月25日付け意見書の提出を求める旨の公示を行い、11月8日期限までに意見書の提出がなかったことを報告。

### 5 金額審議について

(1) コネクターのサンプルについて確認。

(2) 家内労働者代表委員の見解及び主張

ア 労働者を取り巻く環境は、物価が大きくなっており、賃金の伸びが物価上昇に追いついていないため、低所得者の暮らし向きは厳しくなっている状況であると思っている。したがって、すべての働く方々の賃上げは必要であると考えている。

前回の賃上げ改正が行われた令和2年から令和5年までの県最低賃金は100円引き上げられていること。また、電気の特定最賃も95円と大きく引き上げられている状況にあること。加えて、家内労働法においては、「最低賃金は同一の地域内において、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定める。」という規定もあるので、これらを踏まえると、今回、最低賃金の大幅な引上げが必要であると考えていると主張した。

#### イ 1回目提示額

他県については、状況も違うのであまり参考にならないということではあったが、参考として状況を見ると、茨城県48銭、山梨県56銭、群馬県58銭となっており、栃木県は近隣と比べて低い状況であり、上げる必要はあると考える。

令和2年と令和5年を比較すると、特定最賃は10.4%引き上げられていることから、これを踏まえて、 $46 \text{ 銭} \times 10.4\% = 4.78 \text{ 銭}$ を切り上げて5銭という数字が出てくるが、地域最賃は11.71%上がっており、今後の引き上げは十分ありうると考えられること、また、3年前の賃上げ改正の時に1銭に近いところの小数点以下が切り捨てられたという経緯もあることから、今回は先ほどの5銭にそれらを加味した1銭を上積みし6銭の引上げ、52銭を提示した。

#### ウ 2回目提示額

賃金について、労働者の立場として端数はもらえるべきものであり、不利益を被らないために端数は切り上げることを求めている。また、四捨五入は法的にも大前提である。

平成20年の電気の特定最賃が779円、令和5年の電気の特定最賃が1,008円になったため、引上げ額が229円、率にすると29.39%の引上げになるため、平成20年当時の40銭に乗じると11.756銭となり、額としては40銭に11.756銭を加えた51.756銭を四捨五入して52銭となる。52銭はおかしくない水準であると考えている。

しかしながら、全会一致を前提として、歩み寄って 51 銭が提示された。

(3) 委託者代表委員の見解及び主張

ア 前回の電気最低工賃の改正が行われた令和 2 年から今日までには、消費者物価指数も増加しており、電気の特定期最低賃金も増加していることから、引き上げていくべきであると思っている。

家内労働法第 13 条に「最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない。」とある。ついては、家内労働者への仕事量の確保なども考慮して審議していくべきと考えたと主張した。

イ 第 1 回提示額

最低賃金引上げを鑑みながら最低工賃を引き上げていること、資料によると工賃も最低でも 50 銭は出していること、委託した品物の不備については委託側で行っているというロス等を考慮し、電気の特定期最賃を重視して、令和 2 年から令和 5 年の上げ幅 10.41%を現行の 46 銭に乗じた 4.789 銭を小数点以下で切り捨てて 4 銭とし、4 銭を引き上げ額として 50 銭を提示した。

ウ 第 2 回提示額

引上げ額について、第 1 回で示した 4.789 銭を四捨五入して 5 銭の引上げ、51 銭の提示がなされた。

(4) 結審状況について

家内労働者代表委員、委託者代表委員ともに「5 銭を引上げ、1 ピン 51 銭（改正発効予定日：令和 6 年 4 月 20 日）」の合意が得られ、全会一致により結審した。

6 専門部会報告書（案）について

原案どおり議決された。

7 答申文（案）について

原案どおり議決された。

8 答申（地労審令第 6 条第 7 項を運用）

栃木労働局長あて答申を行った。